国立大学法人 名古屋工業大学安全保障輸出管理 実施要領

平成28年6月14日 制定

(目的)

第1条 この要領は、国立大学法人名古屋工業大学安全保障輸出管理規程(平成22年2月24日制定。以下「規程」という。)第20条の規定に基づき、国立大学法人名古屋工業大学 (以下「本学」という。)の安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)の手続きを 円滑かつ適切に実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、この要領で定めるもの及び規程第3条に定めるところによる。

(基本原則)

- 第3条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者(以下「輸出者」という。)は、規程第4 条の基本方針に従い、次に掲げる事項に留意して輸出管理を行わなければならない。
 - 一 外為法等を理解し、規程に定める事項を確実に実施すること。
 - 二 輸出管理に関する文書の作成は、自ら不都合な情報を隠蔽することなく、事実に即して正確に記入すること。
 - 三 不明点又は疑義がある場合は安易な自己判断はせず、規程第 19 条に規定する関係部 局又は別図1に定める事務局(以下「事務局」という。)に相談すること。

(輸出管理体制)

第4条 本学の輸出管理体制は、別図1のとおりとする。

(事前チェック)

- 第5条 輸出者は、技術の提供又は貨物の輸出を行う前に、次に掲げる事項について、別紙様式 1-1 若しくは 1-2 の輸出管理の事前チェック表(以下「事前チェック表」という。)を用いて確認を行うものとする。ただし、別表 1 に定める明らかに経済産業大臣の許可を必要としないと判断される技術の提供又は貨物の輸出については、この限りでない。
 - 一 提供技術又は輸出貨物について、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1、外国為替令(昭和55年政令第260号)別表及び輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)(これらを総称して以下「規制リスト」という。)の規定に該当するか否か。
 - 二 提供する相手先又は輸出する相手先が、輸出令別表第3に掲げる国又は地域(以下「ホワイト国」という。)に所在しているか否か。
 - 三 技術提供する相手が個人の場合は、本学との雇用契約締結の有無及び来日後6カ月以

上経過しているか否か。

- 2 輸出者は、前項の規定に基づき作成した事前チェック表を事務局に提出する。
- 3 事務局は、提出された事前チェック表の内容を精査し、不明点等がある場合は輸出者から情報を入手する。
- 4 前項の精査の結果,詳細確認の必要なしと判断した事前チェック表は,輸出管理責任者と該非確認責任者が事務局の精査結果に基づき、審査する。
- 5 第3項の精査の結果,詳細確認の必要ありと判断した場合は,第8条に定める取引審査 を行う。

(該非判定)

第6条 輸出者は、前条第1項第1号の確認において「該当」となった場合又は前条第5項の 規定により事務局から詳細確認を求められた場合には、規制リストの規定事項を個別に確 認した結果(以下「該非判定書等」という。)を事務局に提出する。

なお、第三者から該非判定書等を求められた場合は、事務局に相談し、その指示に従う。

2 事務局は、前項の規定により提出された該非判定書等を精査する。精査した該非判定書等は、該非確認責任者と輸出管理責任者が第8条に定める取引審査票及び前条に定める事前チェック表と併せて審査する。

(用途及び需要者の確認)

第7条 輸出者は、第5条第1項第2号の確認において相手先(需要者をいう。)の所在がホワイト国以外の場合には、提供技術又は輸出貨物の用途と需要者の概要、研究、事業内容等が大量破壊兵器や通常兵器の開発等の懸念有無について、需要者のホームページ、需要者から入手した情報及び需要者との打合せ資料等に基づき、別紙様式2の安全保障輸出管理チェックリストを用いて確認する。

(取引審査)

- 第8条 輸出者は,第5条第1項第1号の確認において「該当」となった場合又は前条に定める安全保障輸出管理チェックリストにおいて1つでも「はい」があった場合には,別紙様式3の取引審査票に必要事項を記入し,該非判定書等,事前チェック表,明らかガイドラインシート(別紙様式2の「需要者の確認事項」に該当する場合)及びその他取引審査に必要となる資料と共に事務局へ提出する。
- 2 事務局は、提出された取引審査票の内容、資料等を確認し、該非確認責任者と輸出管理責任者が当該取引の可否についての審査を行う。
- 3 当該取引の可否については、該非確認責任者が一次判断、輸出管理責任者が最終判断を行い、その結果を取引審査票に記入し、事務局に送付する。
- 4 事務局は、取引審査の最終結果を輸出管理責任者に代わり輸出者に通知する。 なお、付帯条件がある場合は、輸出者に履行を要請する。

(許可の申請)

- 第9条 前条の取引審査において経済産業大臣の許可が必要となった場合は、次に掲げる事項 に留意して許可申請を行う。
 - 一 申請に必要な書類は、輸出者が事務局と相談して作成すること。
 - 二申請は学長名で行うこと。
 - 三 経済産業省への申請手続は輸出管理責任者の指示の下、事務局が行うこと。ただし、経済産業省からの問合せに対しては、必要に応じて輸出者が対応すること。

(監査)

- 第10条 規程第15条に定める輸出管理の監査は、輸出管理責任者による自主監査として次に掲げる方法で行う。
 - 一 日常行っている輸出管理手続の実施状況を自主監査チェックリストにて評価する。
 - 二 自主監査チェックリストによる一次評価は事務局が行い、総括を自主監査表として作成 した後、輸出管理責任者がこれを最終評価する。
 - 三 原則として、毎年3月に実施する。

(関係法令等の周知)

第11条 事務局は、輸出管理責任者の指示に基づき、学内ポータルサイトの掲示板、学内の 安全保障輸出管理ホームページ等を通じて、輸出管理に関する関係法令や学内ルール、手 続等を学内に周知する。

(関係書類の保存)

- 第12条 次に掲げる輸出管理手続に関する書類は、規程第17条に従い、事務局が保管する。
 - 一 事前チェック表
 - ニ 安全保障輸出管理チェックリスト
 - 三 該非判定書等
 - 四 取引審査票,明らかガイドラインシート,その他取引審査に必要となる資料
 - 五 経済産業大臣の許可書(役務取引許可書,輸出許可書)
 - 六 自主監査表,自主監査チェックリスト

附記

この要領は、平成28年 7月 1日から実施する。

別図1 (第4条関係) 輸出管理体制

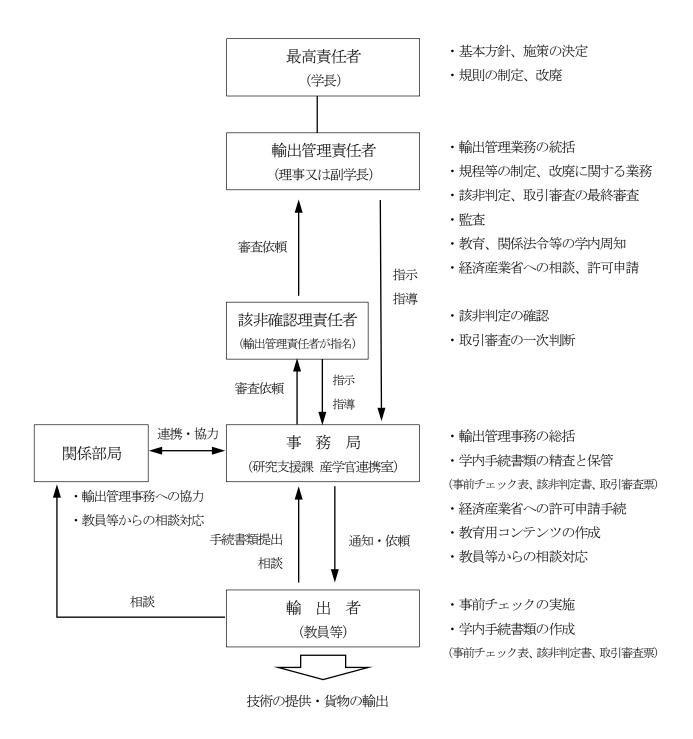
別表1 (第5条関係) 事前チェック表での確認を必要としない技術の提供又は貨物の輸出

別紙様式 1-1 (第5条関係) 輸出管理の事前チェック表(技術提供) 別紙様式 1-2 (第5条関係) 輸出管理の事前チェック表(貨物輸出)

別紙様式2(第7条関係)安全保障輸出管理チェックリスト

別紙様式4 (第8条関係) 取引審査票

名古屋工業大学 安全保障輸出管理体制



事前チェック表での確認を必要としない技術の提供・貨物の輸出

◆技術の提供

	行 為	要件	備考
1	公開の国際会議等へ出席し、研	・会議開催情報が公開されており、制限がなく誰でも参加可能	要件はor
	究成果を発表する	・発表内容が学会誌や議事録等で不特定多数に公開される	※懸念国又は機関での
			開催は確認要
2	技術要素を含まない用件での	・明らかに技術要素が含まれないと判断できるもの	※懸念国又は機関への
	海外の大学等への出張	(例:表敬訪問、大学紹介心、、事務的内容のみの打合せ)	出張は確認要
3	学部留学生の受入	・一般入試入学者と同等カリキュラムを修学する者	要件はand
		・入学後1年間は市販の教科書又は公知情報の範囲の教育を受講	※懸念国又は機関出身者
		(例:日韓共同理工系学部留学生、マレーシア政府派遣留学生)	は確認要
4	特別聴講学生の受入	・履修科目が教科書の範囲	要件はand
		・懸念国/懸念機関の出身でない者	
5	応募情報で、懸念がないと判断	・希望研究内容が明らかに規制対象外である	要件はand
	できる、留学生の受入	・在籍又は出身機関(大学等)に懸念がないことが明らかである	
6	本学で開催される公開の国際	・公開の国際会議等であること(上記1要件)	要件はand
	会議等への出席のみで、来訪す	・来訪日程が会議等の日程と大きく乖離していないこと	※懸念国又は機関出身者
	る外国人研究者等の受入		は確認要

◆貨物の輸出

	行 為	要件	備 考
1	海外出張時に自己使用目的で	・市販されているもの	要件はand
	持ち出し、持ち帰るパソコン等	・暗号機能のみで規制されている電子情報通信機器	
		※格納データ等がある場合は、技術提供としての事前チェックが	
		必要(但し、本人のみが利用する場合を除く)	
2	市販されている印刷物	・公安や風俗を害さないもの	